

「連れ去り指南・教唆」の撤回を求める要望書

2014年5月4日

岡林法律事務所
代表 岡林俊夫 様



東京都国立市東3-17-11. B-202

TEL 03-6226-5419

FAX 03-6226-5424

Eメール info@kyodosinken.com

共同親権運動ネットワーク（担当：宗像 充）

貴事務所のホームページ (<http://www.okabayashi-lo.com/generalcivil.html>) 内の「離婚手続きの流れ」におけるフローチャートの「別居」の項目において「親権を取得したい場合には、必ず、お子さんを連れて別居して下さい。」という記述があります。

私たちは子どもと離れて暮らす親のグループであり、多くが同居中の共同親権状態に子ども連れ去られています。貴事務所の記述は、所謂「連れ去り指南」であり、私たちの会は断じて容認することができません。

現在の民法においても、連れ去り別居は居所指定権や監護権の侵害に当たり不法です。親子不分離の原則を定めた子どもの権利条約の諸規定に違反し、子どもの居住移転の自由を侵害するものです。現行の裁判制度のもとにおいて継続性の原則に基づく「実効支配」のルールが最優先ルールであるとしても、このような人権を無視したアドバイスを堂々と掲げること自体、許しがたいことです。即刻削除するとともに、私たち連れ去り被害者の団体とその子どもたちに謝罪してください。

なお当会は事前に2度面談を求めて貴事務所に電話しました。「4月中に代表から連絡がある」とのことでしたがなかったため、書面を郵送させていただきます。

この要望書については当会のホームページ等に掲載させていただきますことを、あらかじめご了承ください。